

令和6年（2024年）3月19日

市内介護事業所 管理者様

八王子市福祉部高齢者いきいき課

令和6年度介護職員等処遇改善加算等について（通知）

日頃より、八王子市の高齢者福祉に対しご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和6年度介護職員等処遇改善加算等について国より様式が示されましたので、下記のとおり通知します。

記

1 令和6年度計画書様式の掲載先

市ホームページ

トップ > 事業者の方へ > 介護事業所・高齢者施設の開設・届出等 > 事業者へのお知らせ > 全サービス共通の通知等 > 処遇改善加算の届出について

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/002/p014183.html>

※令和6年4月～5月につきましては引き続き旧3加算（処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算）が有効になります。新加算（処遇改善等加算）への移行は令和6年6月以降となります。

※令和6年度計画書様式は令和6年4～5月の旧3加算、6月以降の新加算についていずれの情報も記載できる形になっておりますので、計画書の提出を2回に分ける必要はございません（詳しくは記入例等をご確認ください。）

2 提出方法及び提出期限

(1) 提出方法

原則電子申請

（本市ホームページの電子申請フォームからご提出をお願いします。）

→電子申請のやり方については本市ホームページにあるパワーポイント資料をご参照ください。

★電子申請提出での留意事項

- ・加算届及び体制等状況一覧表は、郵送または窓口での提出となります。電子申請での受付は行っておりません。
- ・処遇改善計画書エクセルファイル名には、「法人名」を記入してください。再提出される場合は、ファイル名に「再提出」と加えてください。

(2) 提出期限

①処遇改善計画書

令和6年（2024年）4月15日まで **※期限厳守**

提出期限を過ぎた場合、対応が出来かねますので必ず期限内にご提出ください。

②加算届及び体制状況等一覧表

- ・旧3加算（4月～5月算定分）については、4月15日
- ・新加算（6月以降算定分）については、居宅系が5月15日、施設系が6月1日となっておりますためご注意ください。
※新加算につきましては、6月15日まで加算区分の変更を受け付けます。
※郵送または窓口にてご提出ください。

加算の申請等に係る提出物の提出期限		
提出書類	提出期限	
処遇改善計画書	現行3加算	4月15日
	新加算	4月15日
加算届 (体制状況等一覧表)	現行3加算	4月15日
	新加算	居宅系サービスの場合 5月15日 施設系サービスの場合 6月1日 ※ただし、新加算についても現行3加算と一緒に提出したい場合は、令和6年度の旧3加算に係る加算の届出と同じタイミング(4月1日～4月15日)で届出ることができます。 ※6月15日までは、加算区分の変更を受け付けます。

(3) 問い合わせ先

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省 相談窓口

電話番号：050-3733-0222（受付時間 9:00～18:00（土日含む））

※お問い合わせの際は、必ずこちらの窓口にお電話いただきますようお願いいたします。

(4) その他

厚生労働省のホームページにて、制度の概要や書類の作成方法についての説明動画が公開されています。

書類を作成する前に、下記 URL より動画の内容をご確認ください。

(厚生労働省のホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html

担当

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課
事業者指定担当

電話（居宅系）042-620-7452
（施設系）042-620-7294